

## KHKS 0801 の改正に関するパブリックコメント（意見募集）の結果について

平成 28 年 9 月 29 日  
高圧ガス規格委員会  
委員長 木村 雄二

この度、高圧ガス規格委員会が作成を行っている「KHKS 0801（高圧ガスの配管に関する基準）」の改正案についてパブリックコメントを実施し、ホームページ上で広く皆様方のご意見を募集いたしました（募集期間：平成 28 年 6 月 3 日～平成 28 年 7 月 4 日）。

ご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、高圧ガス規格委員会において審議の結果、別添のとおり取りまとめましたのでご高覧のほどお願い申し上げます。

### 1. 意見募集の結果

ご意見提出数：22 件

### 2. 対応結果

今回いただいたご意見及びご意見に対する考え方・対応内容を別添のとおり整理し、平成 28 年 7 月 26 日に開催された高圧ガス規格委員会において審議の結果、了承されました。

以上

問合せ先：

高圧ガス保安協会 高圧ガス部 岸川、成見

TEL：03-3436—6103

FAX：03-3438—4163

e-mail：hpg@khk.or.jp

平成28年9月29日

## 高圧ガスの配管に関する基準の改正案に寄せられた意見に対する対応

(注:ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その主旨、概要を取りまとめて示しています。)

整理番号	提出されたご意見(理由)の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備考
本文			
1	まえがき ASME B31.3“High Pressure Piping”の表記は、ASME B31.3「Process Piping」Chapter IXと省略せずに表記する方が良いと考えます。	省略しない名称で記載するようにします。	
2	委員名簿 今回の改訂に携わった委員は前回(平成16年)と同じでしょうか? 違う場合は「平成16年改訂」の委員名簿を掲載することは適切でないと考えます。	従前は、「高圧ガスの配管に関する基準見直し検討専門委員会」で、規格の制定を行っていましたが、今後は高圧ガス規格委員会で規格の制定を行っていくため、平成28年の高圧ガス規格委員会委員の名簿を記載いたします。ただし、制定当初は専門委員会で検討されており、どのようなメンバーであったか履歴を残しておきたいと考えますので、解説の末尾に参考として専門委員会の名簿を残します。	
3	2.2.2 c) 5.11 a) 3) 旧規格である、「JIS B 8270」や「JIS B 8283」の表記がありますが、B8265、8266に収録されています。	旧規格のままの表記とします。JIS B 8265は、JIS B 8270圧力容器規格体系をベースとして、各種強制法規(高圧ガス保安法、電気事業法、ガス事業法及び労働安全衛生法)における各技術基準における共通事項を“一般事項”として規定したのですが、強制法規と整合が図られていない部分については、“別途定める規程による”と表現されており、その結果、旧規格を参照する必要があるためです。	
4	2.2.3 c) JIS B 8270(1993)圧力容器－基盤規格附属書5云々は、既に廃止されて相当年数を経ており工夫が必要ではないでしょうか。 →参考に附属書5全文を掲載する、あるいはJIS B 2051附属書Aを引用するなど	JIS B 8270については、整理番号3の考え方と同様ですので、省略します。参考に附属書5全文を掲載するかについては、今後の参考とさせていただきます。	
5	3.2 c) 文章表現(句読点挿入) 内外圧の不測の圧力低下を含めて接合された2つの室の間云々 →…含めて、接合された…	句読点を挿入して対応します。	

6	3.3 配管系の設計温度について「高温で使用される配管であっても最低設計金属温度を定める」主旨の規定は必要ではないでしょうか。	本基準では、最低設計金属温度を定義しておりません。 また、最低設計金属温度については、第二種特定設備の技術基準の解釈第2条(7)に定義されており、その引用を妨げるものではありません。	
7	4.1.1 g) JIS B8270(1993)圧力容器(基盤規格)付表2.1 →整理番号3と同 参考に付表2.1を取込む	JIS B8270については、整理番号3の考え方と同様ですので、省略します。 参考に付表2.1を掲載するかについては、今後の参考とさせていただきます。	
8	4.1.3 a) 用語の修正「焼鈍」→「焼きなまし」(「焼鈍」はJIS B6905(金属製品熱処理用語)には掲載されていないため) 4.1.3 a)の文章中で、項目番号「4.1.3 1)1.1)」の途中で改行され、見づらいので止めた方が良いでしょう。	・「焼きなまし」と修正します。 ・項目番号の途中で改行しないように、修正します。	
9	5.8 b) ふた板の開口部について、その位置の条件はあるか？ JIS B 8265(2010)の附属書F 圧力容器の穴補強 F.10.3 では、「穴が円形で平板の中央にあり、～」とある。	ふた板の開口部の位置については基準を定めていません。	
10	5.9.2 PTレーティングに関する記述 “ただし、「圧力-温度基準」は、JPI-7S-15-1999 (7S-43-2001)によること。” ASME B16.5最新版(JPI-7S-65)のPTレーティング改訂の考え方が特定則(安全率4.0)に抵触するか明確になっておりません。このため、 ①PTレーティングへの記載は削除する(PTレーティングの選定はユーザー判断とする) ②PTレーティングの記載を行うのであれば、JPI-7S-65によることとする。 のいずれかとしたほうがよいと考えます。	特定設備検査規則の機能性基準の運用について(平成13年12月28日平成 13・12・27原院第5号)の『別添1 特定設備の技術基準の解釈第4条第3項(2)』では、ANSI規格B16.5(1996)を引用しており、本基準でJPI-7S-15(2011)を引用した場合、例示基準との差異が生じてしまうため。“「圧力-温度基準」は、JPI-7S-15-1999 (7S-43-2001)によることとし、改正案のままとします。  なお、本基準は、高圧ガス保安協会の自主基準として作成されたものであり、法的に拘束するものではありません。また、例示基準と異なる技術基準を適用する場合であっても、十分な技術的根拠を示すことで適用することは可能です。	
11	5.12.3 JPI規格最新版 7S-36-2015、7S-57-2014、7S-82-2015	最新版に修正いたします。	
12	5.13.2 JIS規格最新版 B2401-1(2012)	最新版に修正いたします。	

13	5.13.3 JPI規格最新版 7S-81-2015予定	最新版に修正いたします。	
14	5.13.3 改訂案には下記4規格のみ記載されていますが、下記2規格が既に追加発行され、1規格が追加発行予定です。(但し、記載されていなくても事業者の判断で適用できるのであれば追記不要) ◆KHKS_0801記載済み規格 JPI_7S_23_1998「石油工業用リングジョイントガスケット及び溝」 JPI_7S_41_2005「配管用うず巻き形ガスケット」 JPI_7S_79_1998「配管用膨張黒鉛シートガスケット」 JPI_7S_81_2005「配管用ガスケットの基準」 ◆KHKS_0801未記載規格 JPI_7S_75_2013「配管用PTFE被覆ガスケット及びPTFEソリッドガスケット」 JPI_7S_16_2014「配管用非金属ガスケットの寸法」 JPI_7S_93_2015「石油工業用ジョイントシート」	本基準は、高圧ガス保安協会の自主基準として作成されたものであり、法的に拘束するものではありません。また、例示基準と異なる技術基準を適用する場合であっても、十分な技術的根拠を示すことで適用することは可能ですので、改正案のままとします。	
15	7.4.1 注 <sup>1)</sup> 3) 3)大口径の薄肉管 ←ASME B31.3ではこの文章の末尾に( $i \geq 5$ )の括弧書きが付記されているため、KHKS-0801においても記載すべきと考えます。	ご指摘の通りであり、( $i \geq 5$ )の括弧書きを追加します。	
16	16.4 文字欠け 「工」事終了時の検査	「工事終了時の検査」に修正します。	
17	17.1.3 d) 「耐圧試験は、耐圧試験圧力においてふくらみ、伸び、漏えい等の異常がないとき、これを合格とする。」とあるが、降圧後に確認することに変えていく必要はないでしょうか。 JPI-8R-12-2012「耐圧気密試験」では、既に降圧後確認に変わってきております。	本基準の表記は、例示基準に沿った内容となっていますので、現状のままとします。	

解説		
18	3.4.7 風荷重に関し、算出の容易さ、安全側であることから、旧規格の準用が謳われているが、現在の規格に適合させることは必要ないでしょうか。	趣旨どおりと考えますので、従来の方法を掲載します。
19	4.1.1 6) 4.1.1 d) JIS B8270(1993)圧力容器(基盤規格)←本文コメントに同じ	JIS B8270については、整理番号3の考え方と同様ですので、省略します。
20	4.3 本文コメントに同じ	改正案のままとします。(特定設備検査規則の機能性基準の運用について(平成13年12月28日平成 13・12・27原院第5号)』の内容と整合しております。) (補足)(本文コメントがなかったため、事務局が質問者様へ聞き取り。) 「4.3項は許容曲げ応力を規定しているが、配管に対しては一般的に曲げ応力の評価は行わないことから 4.3項そのものが不要ではないか」との本文コメントが欠落していました。
21	5.9.1 5.9.2 「規格フランジを計算すると・・・」の部分 この記述は「規格フランジは計算するとNGだが実績上OK」という曖昧な見解(規格フランジを計算すべきなのかの姿勢も含めて)を示しているものであり、KHK基準での技術として相応しくないため削除したほうがよいと考えます。	曖昧な表現をしているわけではなく、意図としては、JIS規格に規定された肉厚は、最小必要厚さと考えることを示したもので、各方面での使用実績も踏まえたもの。削除した場合、JIS B 8265で計算した結果よりも、薄いJIS規格のフランジが使用できなくなるため、改正案のままとします。
22	KHKS-0801全体共通 KHKS-0801ではJIS・JPI規格の年版を指定しておりますが、JIS・JPIとも技術の進歩とともに改訂を進めており、年度指定を省略(=常に「最新版」)すべきと考えます。 または引用する各種公規格が改訂された場合に速やかにKHKSも改訂されるようなご対応を希望いたします。	本基準で引用されている技術基準の年度指定については、整理番号10でも記載しましたが、例示基準で引用されている技術基準と差異が生じるため、改正案通りといたします。 本基準は、高圧ガス保安協会の自主基準として作成されたものであり、法的に拘束するものではありません。また、例示基準と異なる技術基準を適用する場合であっても、十分な技術的根拠を示すことで適用することは可能です。その旨を前書きに追記いたします。